

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市高柳字溜井二三六三番二地先 から同市高柳字溜井二九〇六番一 地先まで	久喜市高柳字溜井二三六三番二地先 から同市高柳字溜井二九〇五番一 地先まで	区 間
二八・六〇〇 三九・三〇〇	三四・三〇〇 四〇・五〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四七七・九〇	四七七・九〇	延長 (メートル)
除外部は久喜市及び羽生領島中領用排水路土地改良区の管理となる。		備 考